山口県告示第二百八十号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年八月四日

山口県知事

村 畄

嗣

政

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、

道路の供用の開始 (道路整備課).....

道路の区域の変更 (道路整備課)..... 生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出 (厚政課) 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課)..... 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課)....

П

周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課).....

平成二十七年度採石業務管理者試験の実施 (商政課)

○公安委告示

Щ

○公安委公告

般競争入札の実施...

教習指導員審査の実施 技能検定員審査の実施

目

次

Ŧ

平	成	2	7	左
8	月	4	E	3
(!	火曜	¥ [3)

平	成	2	7	左
8	月	4	E	3
(火	翟	3)

全国薬局 市山医院 高雄歯科クリニック 藤井歯科医院

富山産婦人科医院

山口市中河原町二番一七号

11

=

称療 光市大字岩田二八〇九の二

岩国市山手町一丁目一二番一号 所

名

在

関 地

廃

止

年

日

平成

五 月

≒ Ξ

11

柳井市南町六丁目二番一〇号 萩市大字御許町四二の一

山口県告示第二百八十一号

平成二十七年八月四日

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、

医療扶助の

名

山口県知事

村

畄

嗣

政

称療 所

地

指

定

年

月

日

平成二七

藤井歯科医院 ひうら整形外科クリニック 宇部市大字妻崎開作一〇九

山口市中河原町二番三〇号

高雄歯科クリニック

ハート歯科クリニック

防府市大字田島一四八五の六 萩市大字御許町四二の一

11

11 七四 七

"

西日本薬局小野田店

の二山陽小野田市大字東高泊一五八八 岩国市元町三丁目一〇番一六号

0

兀 七

ひろかね歯科クリニック

名 称 工 の所在地の所在地務所

> 名訪問看護 称 ステー

所 在 地

指定年月日

二四一の四山口市阿知須四 ステーション 阿知須訪問看護 二四一の四山口市阿知須四 平成二六、四、六、

陽会 医療法人社団向

山口県告示第二百八十二号

指定医療

旨の届出があった。 法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術所を廃止した 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同

路

線 名 道路の種類

県道 秋掛錦線

П

平成二十七年八月四日

今 井 氏施 名術 者の 弘子 今井鍼灸院 名

称 所術

在

地

所

山口県知事

村

畄

嗣

政

廃 止 年 ţ 月

日

山口市小郡下郷九七四

平成二七、

山口県告示第二百八十三号

路の区域を変更する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十七年八月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成二十七年八月四日

山口県知事

村 畄 嗣

政

道路の区域

Щ

山口県告示第二百八十四号

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十七年八月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成二十七年八月四日

山口県知事 村 畄 嗣 政

路線名
供用開始の区間
供用開始の期日

(二三〇) 平成二十七年度採石業務管理者試験の実施

採石業務管理者試験を次のとおり実施します。 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、

平成二十七年八月四日

山口県知事

村 畄 嗣 政

試験の日時

試験の場所 平成二十七年十月九日 (金曜日) 午前十時から正午まで

山口市滝町一番一号 山口県庁共用第二会議室及び共用第三会議室

Ξ 受験資格

年齡、性別、 職歴、 学歴等特別の制限はない

兀 試験の科目

岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。

岩石の採取に関する技術的な事項

五 受験願書の受付期間 平成二十七年九月九日 (水曜日) から同月三十日 (水曜日) まで (郵送の場合は、

六 受験願書等の提出先

九月三十日までの消印のあるものは、有効とする。

山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三-八五〇一) 山口県商工労働部商政課

七 提出書類

受験願書

齢を記入すること。) た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、 裏面には、 撮影年月日、氏名及び年 出願前六月以内に撮影し

 (\Box)

この試験についての問合せは、

山口県商工労働部商政課(電話〇八三-九三三-

三一五五)にすること。

2683 号

受験手数料 八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙

九 には、 消印をしないこと。

合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験当日通知する

知事に申し出ること。 開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の

のもの)を同封すること。 書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った 宛先明記の返信用封筒 (縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上 と。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書(部請求」と朱 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にするこ

四部以上が部以下	七部以上十一部以下
	以下

Щ

П

(二三一) 周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、 周南都市計

平成二十七年八月四日

山口県知事 村 畄 嗣 政

開催の日時

平成二十七年八月二十六日 (水曜日)午後二時

開催の場所

周南市大字徳山五九一の三

周南市遠石公民館

公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

Ξ

変更する周南都市計画道路三・二・三百一中央通線

公述の申出の手続

次のとおりとする。

Д

日) までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面 「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三—八五〇一)山 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十七年八月十九日 (水曜 (以 下

口県土木建築部都市計画課に提出してください。 なお、郵送の場合は、平成二十七年八月十九日までの消印のあるものに限りま

聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、 公

することがあります。 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限

者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。 □及び⊡に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

公聴会に関する問合せは、

山口県土木建築部都市計画課 (電話〇八三-九三三-

三七三三)にしてください 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

周南市毛利町二丁目三八

周南土木建築事務所

周南市岐山通一丁目一

周南市都市整備部都市計画課

号| 縦覧に供します。) | 縦覧に供します。) | 縦覧に供します。) | (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の竺の関係図書の縦覧場所において



山口県公安委員会告示第三十三号

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

平成二十七年八月四日

山口県公安委員会

一審査の種類

技能検定員審査 (大型)及び技能検定員審査 (中型)

審査の日時及び場所

午後五時十五分まで 日時 平成二十七年九月七日 (月曜日)及び同月八日 (火曜日)の午前九時から

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

П

から午後五時十五分まで平成二十七年八月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分

四 審査申請書の提出先

Щ

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- | 会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。)|| 技能検定員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面()規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 三 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

へ 運転免許証の提示

ること。を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すを運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示する運転する正式できる運転の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入除される者であるときは、それぞれ二万三千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を二万三千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

証紙には、

消印をしないこと。

_	÷ 1-	備	六	五	四	Ξ	=	_	
五百五十円を減ずるものとする。	を、三及び四に掲げる審査細目にに掲げる審査細目についての審** 大型自動車免許又は中型自動車	考	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	技能検定の実施に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	教則の内容となっている事項	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	審查
	五百五十円を減ずるものとする。を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更にに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百円大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二考		関する知識		いての知識		次及び採点の技能	一の運転技能	細目
	される者								減
	であるとする者				=	=			ず
	ときはが一及		千七百五十円	_	一千四百五十円	一千四百五十円	 六 千-	m	る
	更百びに円二		十円円	千円	十円円	十円	六千七百円	四千円	額

ハーその他

- 〉 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- □ この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課 (電話○八三-九七三

- 二九〇〇) にすること。

審査の種類

技能検定員審査 (普通)

二 審査の日時及び場所

午後五時十五分まで()日時(平成二十七年九月八日(火曜日)及び同月九日(水曜日)の午前九時から

六

号 から午後五時十五分まで

平成二十七年八月十日 (月曜日) から同月十四日 (金曜日) までの午前八時三十分 審査申請書の受付期間及び時間

(二)

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

四 審査申請書の提出先

五

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

提出書類

技能検定員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

運転免許証の提示 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

七

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

証紙には、 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を 審查手数料 一万九千六百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免 消印をしないこと。

Щ

П

六 五 四 Ξ = 教則の内容となっている事項 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 技能検定の実施に関する知識 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 技能検定員として必要な自動車の運転技能 自動車教習所に関する法令についての知識 審 查 細 目 減 ず 千九百五十円 千九百五十円 千九百五十円 三千六百円 る 六千百円 一千百円 額

のとする。 審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるも ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に八百五十円を、三及び四に掲げる 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

及び技能検定員審査 (牽引) 技能検定員審査 (大特)、 技能検定員審査 (大自二) 、技能検定員審査 (普自二)

- 審査の日時及び場所
- 日時 平成二十七年九月十日 (木曜日)及び同月十一日 (金曜日)の午前九時か
- ら午後五時十五分まで
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センタ-
- Ξ 審査申請書の受付期間及び時間

から午後五時十五分まで 平成二十七年八月十日 (月曜日) から同月十四日 (金曜日) までの午前八時三十分

兀 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

- $\overline{\mathcal{H}}$ 提出書類
- 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
- 六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審查手数料 ものとする。

る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずる

第 2683 号

は、消印をしないこと。額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙にれる者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ一万四千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

	審	查	細目		ਰੁੱ	3	額
_	技能検定員として	技能検定員として必要な自動車の運転技能	転技能			千三百円	百円
=	自動車の運転技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	採点の技能			_ 千	千百円
Ξ	教則の内容となっている事項	ている事項			T	千九百五十円	十 円
四	自動車教習所に関	自動車教習所に関する法令についての知識	の知識		_	千九百五十円	円円
五	技能検定の実施に関する知識	に関する知識				二千五百円	百円
六	自動車の運転技能	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	る知識			一千五百五十円	十 円
備	特定第一種運転免	光許に係る技能検定	種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細	者が一及び	5二 に 掲	げ る 審 査	細
_	日についての審査の	いいずれをも免除さ	目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五十円を、三及び四に掲げ	千五十円を	と、三及	ひ四に掲	げ

、その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

審査の種類

、新聞に重く、大型にでし、技能検定員審査(中型に種)及び技能検定員審査(技能検定員審査(大型に種)、技能検定員審査(中型に種)及び技能検定員審査

一審査の日時及び場所

□ 場所 山口市小郡下郷三五六○の二 山口県総合交通センター 日時 平成二十七年九月十一日 (金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

審査申請書の受付期間及び時間

から午後五時十五分まで 平成二十七年八月十日 (月曜日) から同月十四日 (金曜日) までの午前八時三十分

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるとき
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

ること。を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すを運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示する審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

審查手数料

			פֿאַ	ŧ
二千五百五十円	る法令につい	自動車運転代行業に関す	ての知識 ・旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	一四
三千七百円		力法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	Ξ
七千四百円		る観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	=
四千二百五十円		目動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる額	目	細	審	

備考

れる者であるときは更に三千百円を減ずるものとする。員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定

八 その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- この審査についての問合せは、 二九〇〇) にすること 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

山口県公安委員会告示第三十四号

運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり 実施する。 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

平成二十七年八月四日

Щ 県 公 安 委 員

会

審査の種類

教習指導員審査 (大型)及び教習指導員審査 (中型)

審査の日時及び場所

から午後五時十五分まで 日時 平成二十七年九月十四日 (月曜日) 及び同月十五日 (火曜日) の午前九時

- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間

から午後五時十五分まで 平成二十七年八月十日 (月曜日) から同月十四日 (金曜日) までの午前八時三十分

兀 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- 会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。) 教習指導員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、 横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

証紙には、消印をしないこと。 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万四千九百五十円から同表の下欄に掲げる額を 一万四千九百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

/- m /-	備	六	五	四	≡	=	_	
に二百五十円 円を、四及びに掲げる審査に掲げる審査	考	教習指導員	自動車教習い	教則の内容は	学科教習に	技能教習に	教習指導員	審
に二百五十円を減ずるものとする。円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査(上掲げる審査細目についての審査)		教習指導員として必要な教育についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	となっている事項	学科教習に必要な教習の技能	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	查
に二百五十円を減ずるものとする。円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二		についての知識	ついての知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識			車の運転技能	細
のいずれをも免除 いずれをも免除				転に関する知識				目
される								減
きまってある。								ず
一千八百 日が一乃		 	千五百	千五百	千二百	千三百		る
u		千四百円	千五百五十円	千五百五十円	千二百五十円	千三百五十円	四千円	額

その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

審査の種類

教習指導員審查(普通)

二 審査の日時及び場所

日時 平成二十七年九月十五日 (火曜日)及び同月十六日 (水曜日)の午前九時

報

六

号

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

から午後五時十五分まで

審査申請書の受付期間及び時間

から午後五時十五分まで 平成二十七年八月十日 (月曜日) から同月十四日 (金曜日) までの午前八時三十分

兀 審査申請書の提出先

五 提出書類

口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

運転免許証の提示 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

П

印をしないこと。 相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、 る者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に 一万千八百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され 消

Щ

円円	千三百五十円				についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識		五
円	千三百五十円			運転に関する知識	児その他自動車の 関	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識		四
百円	千二百円				FE FE	学科教習に必要な教習の技能	学	Ξ
円	千二百五十円				₽E	技能教習に必要な教習の技能	技	=
百円	三千六百円				劉車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	教	_
額	3	ず	減	目	細	查	審	

教習指導員として必要な教育についての知識

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。 ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に 四及び五に掲げる審査

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること

この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話○八三−九七三

- 二九〇〇) にすること。

審査の種類

及び教習指導員審査 (牽引) 教習指導員審查 (大特) 、 教習指導員審查 (大自二)、教習指導員審查 (普自二)

審査の日時及び場所

日時 平成二十七年九月十七日 (木曜日) 及び同月十八日 (金曜日) の午前九時

から午後五時十五分まで

審査申請書の受付期間及び時間 場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

から午後五時十五分まで 平成二十七年八月十日 (月曜日) から同月十四日 (金曜日) までの午前八時三十分

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

 $\overline{\mathcal{H}}$ 提出書類

教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 正面向き、 上三分身像及び無背景のものとする。 申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

千三百円

九千四百円 金子 一 七 審査手数料

しないこと。
する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をする山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印を者であるときは、それぞれ九千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当九千四百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される

審	— 教習 _比	二 技能数		三学科教			
查	教習指導員として必要な自動車の運転技能		技能教習に必要な教習の技能	学科教習に必要な教習の技能技能教習に必要な教習の技能	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識学科教習に必要な教習の技能と対象の技能を対象である。	自動車教習所に関する法令についての知識教則の内容となっている事項その他自動車学科教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な教育についての知識自動車教習所に関する法令についての知識学科教習に必要な教習の技能
細	動車の運転技能	EL COL	Pi	日本 日本	頃その他自動車の運転	についての知識 場子の他自動車の運転	見についての知識 「現その他自動車の運転
目					に関する知識	に関する知識	に関する知識
減							
<i>ਰੋ</i>							
る	壬	壬		_	<u> </u>	<u> </u>	±
額	千三百円	千三百円		十 百 日		千 十 三 三 百 百 円 円	千 千 千 千 一

審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとす目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千百円を、四及び五に掲げる特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

その他

Щ

П

- ① 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること

審査の種類

(普通二種)教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査

二 審査の日時及び場所

○ 日時 平成二十七年九月十八日 (金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

- 三 審査申請書の受付期間及び時間

から午後五時十五分まで(平成二十七年八月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分)

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

力 提出書類

- 教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。
- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

ること。 を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すを運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示する産類の教習指導員審査に用いられる自動車

審查手数料

証紙には、消印をしないこと。減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入除される者であるときは、それぞれ一万二千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を一万二千七百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

į	τΞ	=	_	
1	の知識旅客自動車運送	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員とし	審
	『事業及び自動車』	な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	查
	の知識 が客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい		の運転技能	細
	る法令につい			目
				減
	=		四	ਭਾ
	一千五百五十円	三手	四千二百五十円	వ
	五 十 円	一 五 十 円	五十円円	額

備考

れる者であるときは更に三千百五十円を減ずるものとする。員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導

その他

八

使用期間

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること
- (二) (一) この審査についての問合せは、 二九〇〇) にすること。 山口県警察本部運転免許課 (電話○八三−九七三

公 告 2683 묵

般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成

平成二十七年八月四日

山口県知事 村 畄

政

嗣

警察情報通信ネットワー クシステム 一式 次に掲げる物品等の借入れ

物品等の名称及び数量

入札に付する事項

(二) 物品等の特質等

人札説明書及び仕様書による

(四) 使用場所

平成二十八年二月一日から平成三十三年一月三十一日までの間

入札参加資格

山口県警察本部警務部情報管理課ほか四十八箇所

いずれかに該当する者でないこと。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の 八札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 へその他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 六十二号) 又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成二十五年山口県告示第二百 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

> 格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並び る物品等の種類等に関する告示(平成二十七年山口県告示第五十二号)に基づく資 に物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特△の等級に格付されている者であるこ

- (四) いないこと。 委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けて 平成二十七年八月四日から同年九月十七日までの間のいずれの日においても業務
- Ξ 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

入札説明書及び仕様書の交付

兀

入札書の記載方法、提出場所及び受領期限 山口県警察本部警務部情報管理課において交付する

記載方法

五

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 る額 (その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を加算した金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す 入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当す

提出場所

山口県警察本部警務部会計課

受領期限

年九月十七日午前十一時) 平成二十七年九月十六日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、平成二十七

入札を執行する場所及び日時

山口市滝町一番一 号 山口県警察本部四階管理室四〇一

七 入札保証金

平成二十七年九月十七日午前十一時

日時

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札参加資格のない者がした入札
- 記名押印 (署名を慣習とする外国人にあっては、自署) のない入札
- ○及び○に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

札者とする。 札者とする。 も定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

- 十その他
- 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

日本語及び日本国通貨契約手続において使用する言語及び通貨

契約書の作成の要否

 (Ξ)

をする場合は、平成を除する。

(五)

(四)

(電話〇八三-九三三-三九六〇)に申請書を提出すること。をする場合は、平成二十七年九月十日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課金の公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

一〇)に問い合わせること。 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三-九三三-〇

Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Police information and communications network system

Term of use: From February 1, 2016 to January 31, 2021

(4) Place of use: Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and other 48 places

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. September 16, 2015 (If brought in person: 11: 00 A.M. September 17, 2015)

平成二十七年八月四日発行平成二十七年八月四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁